

商 法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

設問 1

P 社と Q 社の吸収合併の取締役会決議について、P 社の代表取締役会長 A が、Q 社の代表取締役でもあるため、会社法 369 条 2 項の「特別利害関係を有する取締役」に該当し、特別利害関係を有する取締役が、本件吸収合併の議決権行使に参加した場合は、その取締役会決議は無効になるのかが問題になる。「特別利害関係を有する取締役」とは、他の取締役と共通しない特別の利害関係を有し、忠実義務違反や善管注意義務違反を犯す危険性がある取締役をいう。

A は、Q 社取締役会決議に参加することにより、Q 社の利益に反する議決権行使をすることによって忠実義務違反・善管注意義務違反（会社法 355 条違反、330 条違反）を犯す危険性があるため、A は「特別利害関係を有する取締役」に該当し、決議に参加できないにもかかわらず、参加したことは、会社法 369 条 2 項違反になり、一般原則に従い、取締役会決議は無効になる。したがって、X の主張は妥当である。

設問 2

Q 社株主 X は、本件 Q 社の吸収合併の株主総会承認決議において、P 社は、Q 社の株式を 40% 保有する筆頭株主であるので、この P 社の議決権行使が、会社法 831 条 1 項 3 号の「特別利害関係を有する株主の議決権行使によって、Q 社に著しく不当な決議が成立し、株主総会決議取消訴訟を提起できるかどうか」が問題になる。

P 社は、本件吸収合併について、特別利害関係を有する株主に該当するか、がまず問題になる。特別利害関係を有する株主とは、他の株主と共通しない特別の利害関係を有する株主である。P 社は、Q 社を吸収合併する際、他の株主と共通しない、P 社にとって有利となる承認決議を得ることに特別な利害関係を有しているので、これに該当する。

次に、著しく不当な決議の内容になっているかどうか問題になるが、本件吸収合併の内容は、P 社にとって 4 : 1 の吸収合併比率は有利である一方、Q 社及び Q 社の他の株主にとっては、著しく不当な決議内容になっているので、これにも該当する。

最後に、P 社の議決権行使によって著しく不当な決議がかろうじて成立しているので、相当因果関係もある。

したがって、総会決議後 1 か月の提訴なので提訴期間も満たし、X の吸収合併総会決議取消訴訟は勝訴できる。

以上